

民法改正 徹底解説セミナー

民法改正が労働関係に 与える影響

民法が改正され、2020年4月1日に施行されることが決まりました。企業にとっては、今回の改正は非常に重要な改正となります。特に注目すべきは、今回の改正により、労働関係への影響も大きい、ということです。今回のセミナーでは、①消滅時効、②雇用契約、③法定利率の改正等その他により労働関係に影響する問題点を中心に解説します。

こんなお考えを持つ社会保険労務士の先生方へご参加をお勧めいたします！

- ☒ 民法改正が企業の経営に与える影響を知りたい
- ☒ 民法改正は重要だと分かっているが、具体的な対応が分からない
- ☒ 労働関係にどのような影響があるのか知りたい

日程

開催
日時

3/7(木)13:30-15:00

開催
場所

岡山商工会議所会議室

参加
費用

ご参加無料

セミナー講師紹介



弁護士 西村 啓聡
(岡山弁護士会所属)

【経歴】

東京大学法学部卒業
第二東京弁護士会登録
岡山弁護士会登録
元日弁連立法対策委員会委員
元日弁連情報問題対策委員会委員

講座概要

当事務所では社会保険労務士の先生方を対象にしたセミナーを随時開催しております。今回は、民法改正を題材とし、民法改正による企業経営上対応が必要となることや、労働関係への影響などについて説明させていただきます。本セミナーを通じて、皆様の健全な労務管理のお役に立てれば幸いです。

セミナーテーマ

民法改正徹底解説セミナー

民法改正が労働関係に与える影響

セミナー内容

- ① 消滅時効の改正による労働関係への影響
・賃金等請求権の消滅時効の改正議論，労災による損害賠償請求権の時効の重要な変更点について，時効の更新，完成猶予の新設についての理解など
- ② 雇用契約の改正による労働関係の影響
・有期雇用契約の解除の変更点など
・無期雇用契約の解約申入れの変更点など
- ③ 法定利率の改正による労働関係への影響
・後遺障害逸失利益の金額の変更など その他重要な改正点

開催概要

日時

3/7(木)13:30-15:00

会場

岡山商工会議所ビル会議室
(岡山市北区厚生町3丁目1番15号)

受講料

無料

当日連絡先

086-201-1816

参加ご希望の方は、下記の枠内をご記入の上FAXにてご返送下さい
締切：3月5日(火) FAX：086-201-1817

貴社名		ご芳名	
ご住所			
ご連絡先	【TEL】	【FAX】	
Eメールアドレス	@		

お問い合わせ先：弁護士法人西村綜合法律事務所
住所：〒708-0051 岡山県岡山市北区蕃山町3番7号 両備蕃山町ビル5階
TEL 086-201-1816 / FAX 086-201-1817